

## 特別委員会の中間報告

### 議会基本条例制定に関する特別委員長 桑島健也議員

委員長報告を申し上げます。

平成20年12月定例会以後から現在までの議会基本条例制定に関する特別委員会における活動と議論の内容について御報告を申し上げます。

お手元に、今回御報告する所沢市議会基本条例案、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例案及び各条の解説について記述した資料を配付いたしておりますので、御参照ください。

本年1月16日金曜日、1回だけでは説明が不十分という御意見におこたえいたしまして、全議員を対象とした2回目の議会基本条例に関する調査報告会及び意見交換会が開催されました。前回に引き続き、さらに熱心な意見交換が行われ、第2次素案の追加・修正の提案がなされました。

本年1月20日火曜日、第8回議会基本条例制定に関する特別委員会を行いました。

この委員会では、本年1月5日から19日にかけて実施されました第2次素案に対するパブリックコメント手続の状況とそれぞれのコメントに対する対応についての協議を行いました。パブリックコメントは11名の方から75件のコメントをいただきました。それぞれのコメントについて委員会内で担当者を決めて、コメントに対する見解を作成することといたしました。

続いて、公聴会開催に当たって御応募いただいた公述人の方々の選任と、公聴会開催形式の検討を行いました。公聴会開催に当たって、公述人を広報ところざわ1月号やインターネットの所沢市議会のサイトを通じて公募いたしましたところ、7名の方から御応募をいただきました。公述人の公募に当たっては、「所沢市議会基本条例について望むこと」というテーマで1,000字程度の論文をあらかじめ御提出いただきました。論文内容や応募書類等を厳正に検討した結果、御応募いただいた方全員に公述人として公述していただくことを決定いたしました。

本年1月29日木曜日、第9回議会基本条例制定に関する特別委員会を開催いたしました。

この日の委員会では、本条例案に対する公聴会を開催いたしました。公述人7名の方にお1人30分を目途に、10分御意見をいただき、その後、委員との質疑応答を15分、最後に、さらに公述人から5分、質疑を経ての御意見をいただくという形式で公述していただきま

した。

本年1月30日金曜日には、特別委員会の協議会を開催しました。

この協議会では、各委員が作成した見解について持ち寄り、委員全員で見解案の検討を行いました。また、パブリックコメントや公聴会で出た御意見をもとに、第2次素案の修正・追加すべき点を確認いたしました。

本年2月7日土曜日には、市民の方々への条例の広報と双方向の意見聴取を目的とした、所沢市議会基本条例ミニシンポジウムが、議会主催のもと、所沢市民体育館会議室にて開催されました。事前予約、当日参加も含め、50名を超える市民の方々に御参加をいただきました。

基調講演として、地方自治法第100条の2の規定に基づき専門的知見からのアドバイスをお願いしている廣瀬克哉法政大学教授から、議会基本条例の全国の取り組み状況と議会基本条例の意義、内容について講演いただきました。続いて、所沢市議会基本条例案について、委員長の私桑畠と副委員長の荻野副委員長より説明を行いました。その後、市民の皆様との意見交換を行い、総務常任委員会委員長の仕事で都合がつかなかった大石委員を除く特別委員会委員全員が登壇して、参加された市民の皆様からの御意見や質問に対して回答いたしました。

参加者アンケートは、おおむね好意的な御評価をいただきました。特に、意見交換に際して、委員長、副委員長のみならず全委員が対応した点に、廣瀬先生からも、また、参加者からも御評価をいただきました。

本年2月18日火曜日には、第10回議会基本条例制定に関する特別委員会を開催いたしました。

この日の委員会には、委員外議員として、委員会に参加していない会派の脇 晴代議員と松本元伸議員にも参加を要請し、参加いただきました。本年1月16日金曜日、2回目の議会基本条例に関する調査報告会及び意見交換会で出てきた御意見、1月に実施したパブリックコメント手続、1月29日に開催した公聴会及び2月7日に開催したミニシンポジウムで出てきた御意見等を受けて、最終的な修正を行いました。

主な修正箇所は以下のとおりです。なお、内容に影響を与えない軽微な修正については報告を省略させていただきます。

まずは、所沢市議会基本条例についての修正・追加箇所ですが、前文については、前文中「議員相互の自由闊達な議論」の前に「平等の権利を有する」を挿入し、また、「市民の負託に応えられる議会」の前に「議会及び議員の責務を自覚しながら」を挿入しました。

第2条第1項、「市の意思決定機関」を「市の団体意思の決定機関」としました。

第2条第2項に、「決算の認定」を加えました。

第3条第4号については、「ユニバーサルデザインに配慮するよう努めること」を「ユニバーサルデザインの理念に配慮し」とし、文頭に移動しました。

第6条については、「本会議のほか、すべての」を削除しました。

第11条については、「(5)財源内訳、(6)将来にわたるコスト計算」を一つにまとめ、「(5)政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等」としました。

第23条については、「議会活動に関し、」を削除しました。

第25条第2項、第26条第2項は、主語を「委員会又は議員は」とし、「市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、」を削除しました。

所沢市議会の議決すべき事件を定める条例については、第2条第2号に、「の策定、変更又は廃止」をつけ加えました。

以上の修正の後、全会一致で所沢市議会基本条例及び所沢市議会の議決すべき事件を定める条例案を了承し、委員会提出議案として本3月定例会に提出することと決しました。

その後、パブリックコメントに対する見解を最終確認いたしました。パブリックコメントについての見解は、現在、市議会ホームページに掲載をされているところでございます。

また、公聴会、パブリックコメント手続及びミニシンポジウムなどで市民の方々から本条例の実効性を担保する方策の検討を求める意見が数多くあったこと、市民に対する条例の周知が不十分ではないかという意見があったことから、結審後の特別委員会からの要望事項として、議長に対して以下の2点を要望することといたしました。

1、所沢市議会基本条例についての議会報告会を開催していただきたいこと、2、議会基本条例についてのパンフレット作成、所沢市広報への掲載など広報の充実を図っていただきたいことについて議長に対して要望することとなりました。

最後に、本委員会の結審を諮ったところ、全会一致で認められました。

なお、先ほど申し上げましたように、所沢市議会基本条例案及び所沢市議会の議決すべき事件を定める条例案については、あらかじめお手元に配付をさせていただいておりますので御了承ください。

最後になりましたが、本条例策定に当たっては、荻野副委員長はじめ特別委員会委員の方々には、条例案作成、議論、公聴会と多く

の時間と労力をいただきました。また、委員以外の皆様におかれましても積極的に御意見をいただきました。小川議長におかれましても、折にふれて激励を賜りました。公聴会等初めての試みが多かったわけですが、関係各位の御協力のもと、無事行うことができました。地方自治法第100条の2の規定に基づく調査委嘱をお願いした廣瀬克哉先生には、何度も議会に足をお運びくださり、貴重かつ適切なアドバイスをちょうだいいたしました。さらに、すべての委員会で熱心に傍聴いただき、パブリックコメントをお寄せくださり、公聴会には公述人として公述していただき、ミニシンポジウムに御参加いただくなど積極的にこの条例制定に関わっていただいた所沢市民の皆様に、この場をかりまして改めて感謝を申し上げます。

一問一答、議会報告会など、今後の細かな運用につきましては、議会運営委員会の皆様方の格段の今後の御理解と御協力をお願いして、委員長報告といたします。ありがとうございました。